第 21 期

第3回大分県内水面漁場管理委員会

議 事 録

開催日時 令和3年8月5日(木) 14時

開催場所 大分市大手町3-1-1

大分県庁舎本館8階82会議室

第21期大分県内水面漁場管理委員会 第3回委員会

1. 開催日時 令和3年8月5日(木) 14時

2. 開催場所 大分県庁舎本館8階82会議室

3. 出席委員 坂 井 美 穂

飯倉速美

手 島 勝 馬

北 村 東 太

久寿米木 洋子

宮名利 光 廣

岩 本 郁 生(会長、議長)

園 田 賢 文

欠席委員 藤本勝美、北西滋

農林水産部 景平審議監

漁業管理課高野課長、大塚参事、大石課長補佐(総括)、三ヶ尻

主幹、大竹主任、甲斐主任

水産振興課 渡邉主幹(総括)、濱田技師

臨席者 麻生政美(鶴崎漁協)、岩野英樹(北部振興局)、藤澤衣

里(中部振興局)、大口孝男(豊肥振興局)

4. 議事録署名委員 手島勝馬委員、北村東太委員

5. 審議事項及び審議結果

第1号議案 令和2年度第五種共同漁業の増殖事業の実績について

審議の結果 報告のとおり確認した

第2号議案 令和3年度第五種共同事業の増殖計画について

審議の結果 報告のとおり確認した

第3号議案 公共用水面からのこいの持ち出しの制限について

審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した

第4号議案 公共用水面へのこいの放流の制限等について

審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した

第5号議案 大野川漁業協同組合遊漁規則の変更について

審議の結果 原案のとおり異議ない旨知事あて答申することに決した

第6号議案 大分県内水面漁場管理委員会が管理する公文書の公開等

に関する規程の一部改正について

審議の結果 原案のとおり承認することに決した

第7号議案 大分県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護

等に関する規程の一部改正について

審議の結果 原案のとおり承認することに決した

6. 審議概要

参 事 それでは、ただいまから第3回大分県内水面漁場管理委員会を開 会いたします。

事務局を務めております漁業管理課の大塚です、よろしくお願いします。

はじめに、本日の委員の出席状況ですが、委員10名中8名が 出席されており、過半数を超えていますので、漁業法第173条 による漁業法第145条第1項の準用規定により、本委員会が成立していることをご報告します。

最初に、景平審議監からあいさつを申し上げます。

景平審議監 (あいさつ)

参 事 ありがとうございました。景平審議監は所用のため、ここで退 席します。

それでは、配布しております資料の確認をいたします。

まず、表紙に「議案書」と書かれたもの、右肩に資料と書かれ たものが①から⑥までをお配りしています。

委員の皆さん、資料はお揃いでしょうか。

ここで、資料の①をご覧ください。4月1日付けの人事異動で 事務局の関係職員が異動しておりますので、自己紹介をさせてい ただきたいと思います。

(自己紹介 /高野課長、大竹主任、甲斐主任)

参事 それではこれより議事にうつります。

大分県内水面漁場管理委員会事務規程第8条第1項により、会 長が議長を務めることとなっていますので、以後の進行を岩本会 長にお願いいたします。 議長 議事に入ります前に議事録署名委員を決めたいと思います。本 日は、手島委員と北村委員にお願いします。

> 本日は7つの議案を審議する予定となっております。スムーズ な運営に努めて参りますので皆様方のご協力をお願いします。

それではこれより議事に入ります。

第1号議案の「令和2年度第五種共同漁業の増殖事業の実績について」と第2号議案の「令和3年度第五種共同漁業の増殖計画について」とは、相互に関連がありますので、これを一括してお諮りしたいと思います。

まず、事務局から提案理由を説明してください。

参 事 それでは第1号議案と第2号議案につきまして、一括してご説明します。

お手元の議案書の2ページをお開きください。

第1号議案の「令和2年度第五種共同漁業の増殖事業の実績について」ですが、内水面における第五種共同漁業は、漁業法第168条の定めにより、「当該漁業の免許を受けた者が、当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。」と定められています。このため、令和2年度の増殖実績について、漁業権者である各内水面漁協からの報告に基づき、増殖義務に見合った実績になっているかを確認していただくものです。

なお、本県では従前から当該年度の組合総経費の30%以上を 増殖事業に充てることとしています。

議案書の3ページをご覧ください。

令和2年度最終実績表を載せています。この表は、令和2年度 の組合決算に基づき組合経費総計及び増殖事業に要した経費を魚 種ごとに作成したものです。

なお、令和2年度の各漁協の増殖計画につきましては、昨年8月5日に開催されました第20期第10回委員会でご承認をいただいており、その資料を4ページに掲載しています。

最初にこの表の見方についてご説明しますので3ページの表の 1番上をご覧ください。①から⑦までの番号を付しています。

- ①は、組合の年間の総経費です。
- ②は、増殖事業費の内訳です。
- ③が補助金を除いた増殖事業費の割合を示しており、先ほど申し上げました30%以上必要というのはここの数字です。
- ④、⑤、⑥は増殖事業の内訳で、④が種苗放流、⑤が産卵場造成、⑥がその他となっていまして、上の欄が量で、下の欄が金額

です。

最後の⑦は各漁協ごとの特殊事情や、「えのは」が「やまめ」 なのか「あまご」なのかということを記載しています。

さて、確認事項となります③の「増殖事業費割合」につきまして、各漁協の状況を見てみますと、例えば免許番号1の山国川漁協ですが、①の組合経費は2,341万1千円で、②の増殖事業費の自己資金が938万8千円で、③の増殖事業費の割合が42.2%と30%を超えています。

以下、免許番号2の一番上の駅館川漁協から免許番号12の津 江漁協まで③の「増殖事業費割合」をご覧ください。すべての漁 協において30%を超えています。

④の増殖事業の放流魚種別内訳で、コイの放流につきましては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止措置の継続を図ることが必要とされており、水産庁の指導で、「コイを放流しなくても増殖していないことにはならない。」という取り扱いになっています。

県下における年間の増殖金額につきましては、②の増殖事業費の内訳の計の欄の1番下をご覧ください。8,838万9千円となっておりまして、放流金額は計画の96.7%とほぼ計画通りの増殖事業が実施されております。

今年の2月8日に開催された当委員会で、この実績の見込みについてご報告しましたが、そのときは計画に対し84.9%と低い達成率であり、委員の皆様からご質問もいただきましたが、最終実績はほぼ計画通りとなっております。

続きまして、5ページの第2号議案「令和3年度第五種共同漁業の増殖計画について」ですが、各漁協の増殖計画については、次の6ページをお開きください。

この表は、先ほどの令和2年度の増殖実績一覧表と同様の様式で、各漁協の総会で承認された内容を取りまとめて、令和3年度の増殖事業計画として魚種別に示したものです。

一覧表の③の増殖事業費割合欄をご覧いただくとおわかりのように、山国川漁協の38.4%からはじまり、免許番号12の津 江漁協の68.8%まで各漁協それぞれ増殖義務の基準値である30%を超えています。

したがって、各漁協の増殖実績及び計画については、増殖義務 に見合ったものであると認められます。

以上で説明を終わります。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問・ご意見があ

ればお伺いします。

北村委員 コイヘルペスのための放流自粛がここ数年続いていますが、これが解禁になるような動きはありますか。

渡邉主幹 放流については、水産庁の研究機関が、そういう要望がある県や放流試験をしている県を集めて年に1回程度意見交換会を行っています。その状況を簡単に説明します。放流の現状については、参加県については、今の所放流は行っておらず、PCR検査をして陰性でも自粛をしている状態ということです。筑後川水系の下流にあたる福岡県の状況ですが、曝露試験をしており、また、令和元年は無病のコイの放流試験はしていなかったのですが、昨年はしておりまして、5千尾程度の放流を行っているところです。ただ放流魚の再捕はできておらず、調査はできていない状況です。現在のところ大量へい死があったという報告はありません。今後ですが、すぐに放流の再開にはならないとこの会議では話されています。大変申し訳ありませんが、暫く様子を見ないといけないのかなと思っています。

議長 よろしいですか。他にご意見もないようですので、まず、第1 号議案についてお諮りいたします。第1号議案については、報告 のとおり確認したということでご異議はありませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 異議がないようですので、第1号議案については報告のとおり 確認したこととします。

次に、第2号議案についてお諮りいたします。第2号議案については報告のとおり確認したということでご異議はありませんか。

委員一同 (異議なし)

議長 異議がないようですので、第2号議案については報告のとおり 確認したこととします。

次に、第3号議案の「公共用水面からのコイの持ち出しの制限について」と第4号議案の「公共用水面へのコイの放流の制限等について」とは関連がありますので、一括して審議することとします。

事務局は提案理由を説明してください。

参事 まず、第3号議案の「公共用水面からのコイの持ち出しの制限 について」は、議案書の7ページをお開きください。

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、委員会指示によりコイヘルペスウイルス病が発生又は発生の疑いがあるとして、知事が定めた公共用水面からコイを持ち出しての他水域への放流を禁止しています。

「公共用水面」というのは、河川等の天然水域のことです。

次に、第4号議案の「公共用水面へのコイの放流の制限等について」ですが、11ページをお開きください。

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、委員会指示により公共用水面にコイを放流する場合の要件を義務づけるとともに、公共用水面へのコイの遺棄を禁止しています。

この第3号議案と第4号議案の委員会指示の有効期間が本年8月31日で終了するため、知事から大分県内水面漁場管理委員会会長あて、昨年と同様の内容で、令和3年9月1日から翌年8月31日までを新たな有効期間とした委員会指示の発出が依頼されています。

8ページをお開きください。知事から本委員会会長あての依頼 文の写しを掲載しています。

依頼の内容は、①といたしまして、コイを持ち出しての他水域への放流禁止、②といたしまして、コイを放流する場合の要件の義務づけ、③といたしまして、公共用水面へのコイの遺棄禁止の3項目を内容とする委員会指示の発出要請です。

①が第3号議案、②と③が第4号議案となっています。

公共用水面と異なる養殖場や釣り堀でコイヘルペスウイルス病が発生した場合には、「持続的養殖生産確保法」という法律に基づきまして、県が移動禁止などのまん延防止措置を講じることができますが、公共用水面で発生した場合には、この法律の適用はありません。

そこで、平成16年度から2つの委員会指示を発出し、天然水域で発生した病気のコイ又は病気の疑いのあるコイの持ち出し禁止と河川などへのコイの放流の制限を行ってきています。

今回の委員会指示の内容と現行の委員会指示とは、指示の期間 以外変更はありませんが、再度、その内容についてご説明しま す。

9ページの告示第2号の案をご覧ください。

漢数字一の「指示の内容」の1行目「公共用水面及びこれと連

接一体を成す水面」とは、河川や水路を想定したものであり、天 然水域をもれなく示す表現としています。

同じく3行目「コイを持ち出して他の水域に放流してはならない」とは、持ち出して食べたりするのはいいのですが、他の河川等に放流してはいけないということです。

また、5行目で、知事が水域の範囲について速やかに公表することが規定されていますが、次の10ページに知事が公表する告示の内容を参考としてつけています。

ここにありますのは、これまでにコイヘルペスウイルス病が発生している水域で、大分川の水系等8か所と1つの貯水池となります。

すでに、これまでの委員会指示に基づき公表してきたものですが、現行の委員会指示の有効期限が8月31日までとなっていることから、新しい委員会指示に基づいた形で改めて県のホームページや県報告示で公表を行うものです。

なお、9ページにお戻りいただきまして、漢数字一の3行目 「委員会が承認した場合」とは、試験研究などの場合を想定して おり、この承認については事務局で決裁のうえ承認することとし ています。

漢数字二の「指示の期間」は、令和3年9月1日から令和4年 8月31日までの1年間としています。

次に、告示第3号の案ですが、12ページをお開きください。 漢数字一の「指示の内容」の2行目「捕獲したコイをその場で 再び放す場合を除き」とありますが、「その場」の「場」とは、 単に場所だけを示すものではなく、「物事が起こっている局面」 を示すものであり、場所と時間を限定したものです。

例えば、前日に捕獲したコイを翌日に同じ場所で放流する場合、または、捕獲した川と同じ川に同じ日に放流する場合でも、その場所から明らかに離れた場所で放流する場合などは、この除外規定に該当しないということになります。

1の(一)にあります「発生が確認された水域」とは、県内だけでなく、当然、県外の水域も含みます。(二)は、コイを河川などに放流する場合は、PCR検査の結果、陰性であることが必要です。

また、2では「生死を問わず、天然水域へのコイの遺棄」、つまり、捨てることを禁止しています。

漢数字二の「指示の期間」は、告示第2号と同様に、令和3年年9月1日から令和4年8月31日までの1年間としています。

ここで、コイヘルペスウイルス病の発生状況について、担当課

の水産振興課からご説明いたします。

濱田技師 水産振興課の濱田です。

資料②の「内水面漁場管理委員会資料コイヘルペスウイルス 病」と表記している資料をご覧ください。

まず、1ページをお開きください。コイヘルペスウイルス病の概要について書いています。委員皆様ご存じかと思いますので内容は割愛しますが、一番下に記載していますとおり、コイヘルペスウイルス病は持続的養殖生産確保法に基づき国内で重大な被害が発生する病気として特定疾病に指定され、法に基づきまん延防止措置がとられる病気です。

2ページをご覧ください。疾病の全国並びに本県での発生状況を示した資料です。1に全国の発生状況を示しています。2)の部分をご覧ください。令和3年度に入ってからの全国のコイヘルペスウイルス病の発生状況ですが、4月1日から7月13日までに、長野県で1件の発生が確認されています。

2に本県の発生状況を示しています。2)をご覧ください。平成15年から令和3年現在までの発生状況を示しています。平成21年度以降は未報告水域での発生を計上していますが、平成22年10月以降は未報告水域での新たな発生は確認されておりません。

一方で、この表には計上しておりませんが、ここ数年間で既発生水域において数件のコイヘルペスウイルス病の感染が確認されています。既発生水域での再発については、法律や国の指針等では報告対象外となっていること、また、風評被害防止の観点から公表しておりませんが、引き続き感染拡大を防ぐためにも委員会指示を発出していただき、蔓延防止にご協力いただきたいと思います。

続いて、3ページをお開きください。過去本県で発生した場所を地図に落としたものです。右側の表については、こちらも平成21年度以降は未報告水域での発生を計上しています。

県の南部以外はおおむね発生している状況です。

4ページをご覧下さい。この資料は、県内の発生場所を水域等で区分けした地図です。黄色がこれまでコイヘルペスウイルス病の発生が確認されていない河川等、もしくは発生後に一定の清浄化が確認された養殖場等を示しています。県内でも県南の番匠川水系や北川水系は1度も発生の報告がなく、県内でも病気の発生が無い場所がございます。

5ページ目は先のページの地図を表にしたものです。参考にな

さって下さい。

6ページはコイヘルペスウイルス病が疑われる場合の対応方針を示しています。もし異常があった場合には、この資料をもとに対応、連絡をしていただきたいと思います。

資料の説明は以上ですが、コイヘルペスが最初に発生してから、継続して委員会指示を発出して頂いており、まん延防止に非常に効果があると考えています。もし、この措置が無かった場合には、誰でもコイを持ち出すことができるようになり、管理ができなくなってしまいます。

大分県で過去発生した、病気の広がりはほとんどがコイの移動ということでした。現在では発生が下火になっていますが、既発生水域での再発も起きており、もし移動の制限がなくなれば、また、新たな場所で病気が発生する可能性がございます。その結果、新たな場所でコイを処分しなければならない方が出てくるかもしれません。

この委員会指示によりコイの病気を広げないようにすることは、内水面漁業振興に寄与するものと考えますので発出のほどよろしくお願いします。コイヘルペスウイルス病については、以上です。

以上で、第3号議案と第4号議案の説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、この件につきまして、ご意見 ・ご質問はありませんか。

園田委員 釣り人が分かるように文書や指示などを漁協から出したりして いますか。

手島委員 日田漁協は、コイ釣りに関しては、監視には行くんですが、大抵の人は一度釣ったものを放流して2~3日してまた釣りに行きます。だから持って帰っている人はほとんどいないです。書類としては出していません。

園田委員 全体的に把握できないということですね。分かりました。

岩本会長 福岡県でウイルスフリーのコイを放流したという話があったのですが、他県でもそういうことをされている事例はありますか。

渡邉主幹 埼玉県で沼に300尾放流しまして、7尾再捕されています。 その7尾を調査したところ、PCRや抗体価はいずれも陰性だったと いう情報があります。他の沼にも300尾ほど放流しているようですが、大量死は観察されていないという状況です。

議 長 今後、コイを放流するとなると、ウイルスフリーのものを放流 するという方向に行くわけですか。それとも例えば耐性のコイを 放流する考えは水産庁にありますか。

渡邉主幹 水産庁からはそういう考えは示されていません。この中で検討していこうということにはなっていますが、今の所ウイルスを保有している可能性のあるコイを放流できないことになっているので、そんな話にはまだなっていません。

議長 その他に何かありますか。他にご意見もないようですので、まず、第3号議案についてお諮りいたします。第3号議案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

委員一同 (異議なし)

議長 異議がないようですので、第3号議案については原案のとおり 承認し、委員会指示を発出し、併せて個別の承認については事務 局決裁とすることといたします。

> 次に、第4号議案について、原案のとおり承認することにご異 議ありませんか。

委員一同 (異議なし)

議長 異議がないようですので、第4号議案については原案のとおり 承認し、委員会指示を発出することといたします。

続いて第5号議案の「大野川漁業協同組合遊漁規則の変更について」を審議します。事務局は提案理由を説明してください。

参事 議案書の13ページをご覧ください。漁業法第170条第3項 の規定に基づき、大野川漁業協同組合から知事に認可申請があっ た同組合の遊漁規則の変更について、同条第4項の規定により、 知事から本委員会に意見を求められたものです。

> 次のページをお開きください。知事から本委員会あての諮問文書です。なお、資料③の1ページから5ページに、現行の大野川 漁協の遊漁規則を記載していますので参考にしてください。

議案書の15ページをご覧ください。変更内容は、遊漁規則第

6条に定める遊漁の禁止区域を変更するものです。

変更の理由は、うなぎの石倉かごの設置場所の変更によるものです。石倉かごとは、金属や樹脂でできたかごの中に大きめの石を入れたもので、石と石の隙間がうなぎや餌となる生物のすみかになるため、各河川で設置されてきたものです。

大野川漁協では、水産庁の補助事業を活用し、うなぎの資源保護及びモニタリング調査のために平成28年7月に石倉かごを設置し、その周辺を遊漁規則により遊漁禁止区域とするとともに、第5種共同漁業権行使規則でも同様に禁止区域とし、組合員による操業も禁止してきました。

しかしながら、平成29年、30年と続けて台風による増水で 石倉かごは流出してしまい、同じ場所に再び設置しても再度流出 の恐れがあることから、大野川漁協では設置場所の変更について 検討を加え、シラスウナギの遡上が多く、ウナギの資源保護に適 した場所を選定しました。

この石倉かごの設置場所の変更に伴い、遊漁規則に定めていた 禁止区域も変更しようとするものです。

議案書の16ページに、遊漁規則の新旧対照表を記載しています。また、資料③の6ページに、これから説明する区域を地図上に表示しておりますので、併せてご覧ください。

新旧対照表の一番下の段が、今回変更する区域です。これまで「大分市松岡舟本大橋下流端から下流150メートルと同橋下流端から下流270メートルの間の区域」としていたものを、「大分市丸亀「大野川防災ステーション」から下流200メートルの地点から同施設から下流220メートルの間の区域」に変更します。

議案書の15ページに戻っていただいて、施行時期は、令和4年4月1日です。

知事が遊漁規則を認可する要件として、漁業法第170条第5項では「遊漁を不当に制限するものでないこと」と「遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること」の二つが定められています。

本件の場合、石倉かごの設置はうなぎの資源保護のための取組であり、その周辺での遊漁を禁止することは当事業の目的達成のため合理的な範囲であると考えられます。また、共同漁業権の行使を制限する行使規則も同内容で変更するため、組合員と不当な差を設けるものではありません。したがって、今回の変更は遊漁を不当に制限するものではないと考えています。

また、遊漁料の額に関わる変更ではないため、二つめの要件は

関係しないものと考えられます。

これらより、この遊漁規則の変更は妥当なものであると判断されます。以上で説明を終わります。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問・ご意見があ ればお伺いします。

手島委員 この禁止区域というのは、うなぎだけではなく、遊漁ということは全部ですか。

参事 そうです。

北村委員 これは漁業権魚種が対象ということですね。

参事 そうです。

北村委員 例えばテナガエビは大丈夫ということですか。

参事 漁業権魚種は全部です。これはこの区域での漁業権魚種の遊漁 行為を全て制限しているので、遊漁による漁業権魚種の採捕は禁 止になります。

北村委員 海の魚を釣る場合でも禁止ですか。多分この辺は釣れるんです よ。中々見分けがつかないですよね。

参事 大分川でスズキを釣って注意されたという問合せがあるんですが、スズキは漁業権魚種に入っていないので構わないと答えていますので、これについても漁業権魚種ではないものについては、特に制限をすることにはならないです。

園田委員 うちでは漁協に言われて一切の魚種は禁止区域は駄目ですとお 客さんには言っています。

飯倉委員 大分川は漁業権魚種以外は海の魚だったら外しています。違反にはなりません。監視員にもそう言っています。特に府内大橋北側にスズキが上がってきますが、スズキは漁業権魚種ではないので、監視員が行っても何も言いません。

園田委員 うちが聞いているのは、資源保護が一番大事だと聞いていまし

て、スズキとかもアユ等を食べてしまうので、禁止区域は、漁師 も釣り人もとにかく禁止なんですよと話しています。

飯倉委員 漁業管理課はそういう指導ではないんですよね。

事 そうですね。ただ、見分けにくいというのはあると思いますので、ケースバイケースですが、明らかに漁業権魚種も獲れるようなやり方でやっていたら、それは注意されると思うので、問合せがあった時には河川漁協の方達からそういう風なことを言われる恐れがありますので、紛らわしいような行為はしない方が良いですよと言っています。全面的に何獲っても駄目ですよというのは、中々区分が難しいと思います。今後の課題として捉えておきたいと思います。

議長 他に何かありますか。他にご意見もないようですので、第5号 議案についてお諮りいたします。第5号議案については原案のと おり承認することにご異議はありませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 異議がないようですので、第5号議案は原案のとおり承認しま す。

次に、第6号議案「大分県内水面漁場管理委員会が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正について」と第7号議案の「大分県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部改正について」は、関連がありますので、一括して審議することとします。事務局は提案理由を説明してください。

事務局から報告してください。

参事 議案書の17ページをお開きください。

第6号議案「大分県内水面漁場管理委員会が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正について」につきましては、大分県個人情報保護条例に基づきまして、平成13年3月に大分県内水面漁場管理委員会が制定したもので、委員会が管理する公文書の公開等について規定しています。

次のページの改正の概要をご覧下さい。

当規程の基となる大分県情報公開条例は、情報公開の総合的な実

施に関し必要な事項を定めていますが、第7条では公文書の公開 義務の範囲を規定しております。その中で実施機関が定める法人 の役員又は職員の氏名は非公開とされており、実施機関の1つで ある内水面漁場管理委員会では、当規程の第3条で、「財団法人 暴力追放大分県民会議」を法人として定めています。この法人が 「公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター」に名称変更し たため、該当部分を改正するものです。

具体的な変更内容について説明します。

議案書の19ページの新旧対照表をご覧ください。上の欄が改正案で下の欄が現行となり、上の欄の傍線を引いている「公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター」が今回名称を変更したものです。

次のページをご覧下さい。今回の改正については、大分県報に登載して公示する予定ですが、これが告示する改正案となります。この規程の施行につきましては、公示日の予定です。

続いて議案書の21ページをご覧下さい。第7号議案の「大分 県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護等に関する規 程の一部改正について」ですが、本規程につきましては、大分県 個人情報保護条例に基づきまして、平成14年5月に大分県内水 面漁場管理委員会が制定したもので、委員会が保有する個人情報 の開示等について規定しています。

当規程につきましても先ほどご説明したとおり、実施機関が定める法人として「公益財団法人暴力追放大分県民会議」を定めていますが、当該法人が「公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター」に名称変更したため、該当部分を改正するものです。

議案書の22ページの新旧対照表をご覧ください。上の欄が改正案で下の欄が現行となっております。次のページが告示する改正案となります。

資料④、資料⑤として、改正後の規程を参考につけていますので、後ほどご一読下さい。変更をした箇所を赤字にしています。

なお、それぞれの規程については、現在、法令担当課が審査しているところで、指摘等により、字句の修正など内容に変更を伴わない軽微な修正については、事務局に一任いただくことをご了承いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はありません か。

議長 よろしいですか。他にご意見ございませんか。

まず、第6号議案についてお諮りいたします。第6号議案については、原案のとおり改正することを承認することでご異議ありませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 異議がないようですので、第6号議案については、原案のとお り承認するとことします。

> 次に、第7号議案について、原案のとおり改正することを承認 することで、ご異議はありませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 異議がないようですので、第7号議案については、原案のとお り承認することとします。

次に報告事項ですが、「全国内水面漁場管理委員会連合会総会」について、事務局から報告してください。

参事 資料⑥をご覧下さい。令和3年5月31日に、令和3年度全国 内水面漁場管理委員会連合会通常総会が開催されましたので概要 を報告します。今年度は新型コロナウイルス感染拡大の懸念から 書面議決となりました。

資料の1ページ目をお開き下さい。通常総会の目次となります。2番目の「内水面漁場管理委員会70周年記念功績者表彰」は、内水面漁場管理委員会発足70周年を記念し、内水面における漁業の調整等に重要な役割を果たし、委員会の委員として永年にわたりその職責を全うし、その功績が顕著であると認められる者に対する賞状の授与であり、大分県では、坂井委員、松尾元委員、高濱元委員が水産庁長官感謝状を受賞いたしました。

坂井委員、おめでとうございます。なお、授与式については、 コロナウイルスの影響で中止となり、各受賞者には事務局から感 謝状と記念品をお渡ししています。

4番目の議案についてですが、第1号議案から第4号議案について、いずれも了承されています。

このうち、第2号議案の令和3年度事業計画案ですが、資料の 24ページをご覧ください。

8のブロック協議会ですが、(3)の西日本ブロック協議会については、今年の10月頃に大分県で開催予定となっておりまし

たが、コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面開催となり ましたのでご報告します。

第3号議案の提案書につきましては、27ページから38ページに掲載しています。また、提案行動については、今年度も書面による提案を行っており、令和3年7月1日付け要請書を農林水産省、国土交通省、環境省等の各省庁に対し提出しているところです。

総会等につきましては以上です。

議長 ただいまの事務局からの報告にご質問はありませんか。

(質疑)

議長 ほかにないようであれば、これで本日の議事を終了します。ス ムーズな進行についてご協力ありがとうございました。

参 事 長時間にわたるご審議お疲れ様でした。これをもちまして委員 会を閉会いたします。

以上、第21期大分県内水面漁場管理委員会第3回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和3年8月5日

議長

議事録署名委員

議事録署名委員